

長期優良住宅普及促進事業について

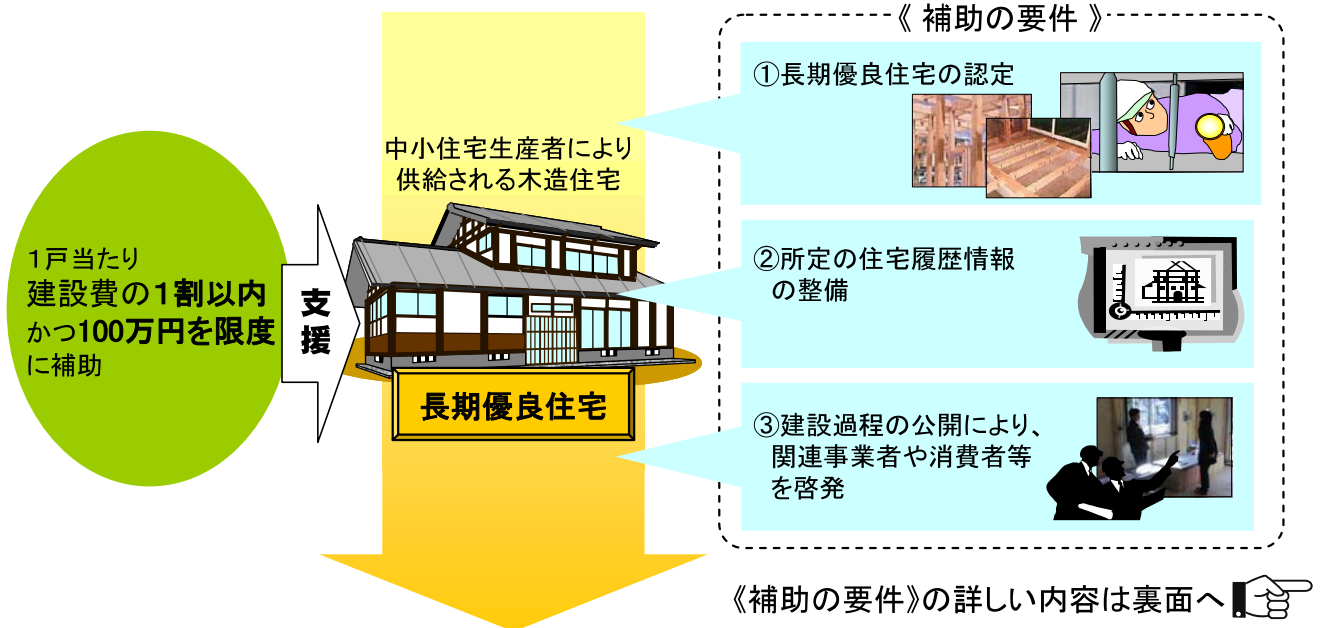
「長期優良住宅普及促進事業」とは

「長期優良住宅普及促進事業」は、地域の中小住宅生産者により供給される木造住宅（一定の長期優良住宅）への助成を行い、住宅供給の主要な担い手である中小住宅生産者による長期優良住宅への取組を促進する補助事業です。

事業の内容

下記の要件を満たす長期優良住宅に対して補助を行います。
(平成22年2月10日までに全ての事業が完了し、支援室に実績報告を行うことが条件となります。)

長期優良住宅法の施行(H21.6.4)



中小住宅生産者による長期優良住宅の取組の普及促進

補助対象となる住宅の供給事業者について

直近3年間の平均新築住宅供給戸数が50戸程度未満の住宅供給事業者で、建築主と住宅の建設工事請負契約を締結し当該住宅の建設工事を行う者、または買主と住宅の売買契約を締結し当該住宅の建設工事を行う者が対象です。(補助を受ける住宅は、1事業者あたり25戸を上限とします)

※ 個別の事業者単独による応募のほか、住宅供給事業者が組織するグループ・団体による応募も可能です。

【お問い合わせ先】長期優良住宅普及促進事業 実施支援室

電話 03-6214-5909 <http://www.cyj-shien.jp>

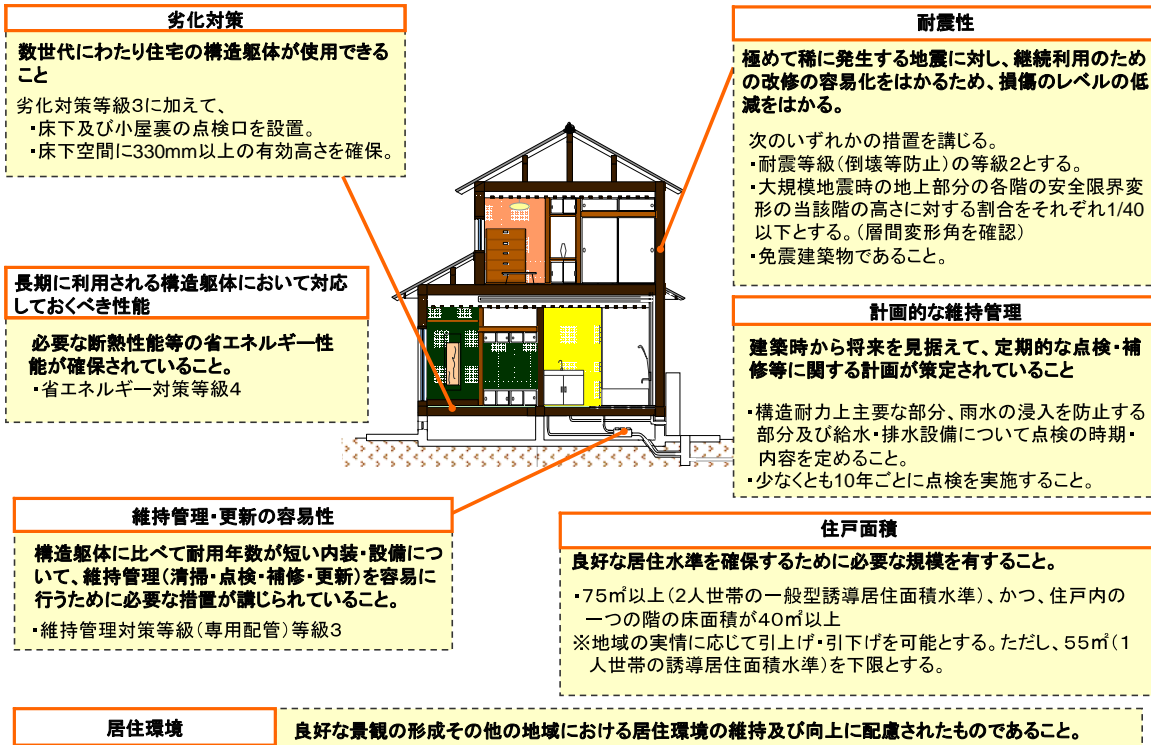
受付:月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:30～17:00

補助対象住宅の要件

要件① 長期優良住宅建築等計画の認定

所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定を受けるものであること

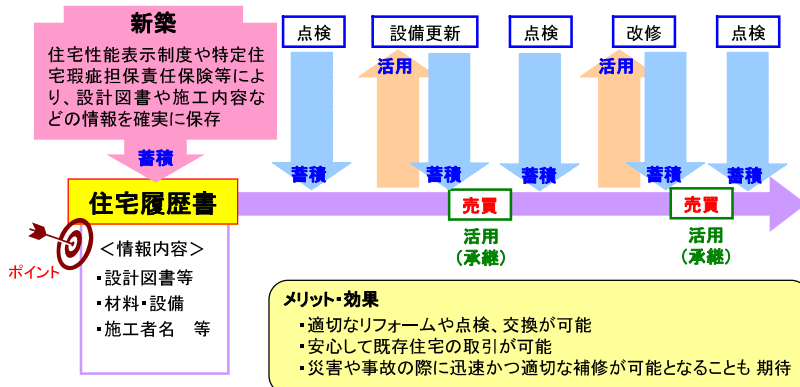
■ 長期優良住宅認定基準のイメージ(木造戸建住宅)



長期優良住宅の認定基準等については、国土交通省ホームページ「長期優良住宅法関連情報」をご覧ください。
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000006.html

要件② 住宅履歴情報の整備

補助事業の実績報告までに住宅履歴情報の適切な整備及び蓄積がなされていること



住宅履歴情報については、国土交通省ホームページ「住宅履歴情報の整備検討について」をご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000001.html

要件③ 建設過程の公開

住宅の棟上げ以降で、内装工事よりも前の工程で、工事中の現場を一般公開すること



注:要件や申込先等、応募手続の詳細については長期優良住宅普及促進事業実施支援室ホームページ(<http://www.cyj-shien.jp>)に掲載の「手続きマニュアル」等をご覧ください。